

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県神戸市東灘区向洋町東三丁目 17 番地
氏名 大本紙料 株式会社
代表取締役 大本 知昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎 英彦



許可の年月日 令和 3 年 5 月 13 日

許可の有効年月日 令和 8 年 5 月 12 日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であることを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年4月5日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。